

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 6 月 11 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

第 10 号 平成31年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本  
事項について

## 2 報 告 事 項

( 4 ) 平成30年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

## 3 その他報告

( 9 ) 山梨県立美術館協議会委員の任命について

( 10 ) 山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

議案第 10 号

平成31年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

提案理由

平成31年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の実施にあたり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	平成31年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
経緯	<p>○ 平成30年2月～3月 平成30年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施に係る課題及び対応策について各特別支援学校からの意見集約</p> <p>○ 平成30年4月～6月 平成31年度入学者選抜の基本事項に関する県立特別支援学校長会での協議</p>
内容	<p>1 平成31年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。</p> <p>2 平成31年度の基本事項について</p> <p>(1) 幼稚部について 盲学校及びろう学校において入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>(2) 高等部本科について 高等部を設置する特別支援学校9校において入学検査を実施する。また、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及び高等支援学校桃花台学園において再募集を実施する（桃花台学園は、入学許可予定者が募集定員に満たない場合のみ実施）。</p> <p>(3) 高等部専攻科について 盲学校において入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>※ 基本事項に係る実施方法について、昨年度からの主な変更点は、以下のとおりである。</p> <p>○ 盲学校高等部本科保健医療科及び専攻科（保健医療科、医療科）入学検査に係る追検査の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査期日 平成31年3月11日（月）</li> <li>・ 対象者 インフルエンザ等の感染症等により入学検査を欠席した者</li> </ul> <p>3 入試の詳細について 10月に発表する「平成31年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成31年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成31年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」で定める。</p>

件名	平成30年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>平成30年4月11日 定例教育委員会において、平成30年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定</p> <p>平成30年4月26日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催</p> <p>平成30年5月24日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催</p> <p>平成30年5月29日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※対象となる教科用図書は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）</li> <li>2 中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」</li> <li>3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」</li> </ol>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p>諮問第一項 平成30年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度検定合格図書等の中から採択されることから、平成26年度の採択基準の内容4項目と形式2項目を踏襲し、冒頭で新やまなしの教育振興プランを踏まえた表現とした。</li> </ul> </li> <li>2 中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の小学校「特別の教科 道徳」の採択基準を踏襲した。</li> </ul> </li> <li>3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の採択基準を踏襲した。</li> </ul> </li> </ol> <p>諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな教科用図書はなく、平成25年度検定合格図書等の中から、採択が行われることから、平成26年度採択における採択参考資料を活用して作成した。</li> </ul> </li> <li>2 中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の小学校「特別の教科 道徳」を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> </ol>

3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」について

- ・昨年度を踏襲した調査員数，調査研究の内容，基本的な考え方を設定し，採択参考資料を作成した。

諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導，助言又は援助に関する重要事項について

1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

- ・昨年度を踏襲し，小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を採択する場合について，採択地区協議会を設置し，共同調査・研究を行うこと等をまとめ，特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。

2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

- ・昨年度を踏襲し，県教育委員会の指導助言を得て，再度協議して決定することや投票による採決を避けることを示した。

3 採択の公正確保について

- ・昨年度を踏襲し，指導の方法及び内容について，文書等による指導，説明会等による指導，訪問，面接等による指導を示した。また，情報公開について，採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で，採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成31年度使用教科用図書の採択について

- ・昨年度を踏襲し，県教育委員会は，学校ごとに校内調査委員会を設置し，教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し，その結果を参考にして採択を行うことを示した。

○ 今後の採択について

市町村教育委員会等の採択権者は，採択期限となる8月31日までに，この答申を参考に調査研究等を行い，小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）と中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」，及び，特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択を行う。

## 山梨県立美術館協議会委員の任命について

### 1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

### 2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

### 3 組織

#### (1) 委員の定数

15人以内

#### (2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

#### (3) 委員の任期

2年

### 4 今回の任命について

任命理由 委員の辞任による任命

新規任命委員 1名

任期は前任者（任期 H28.10.1～H30.9.30）の残任期間

## 山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

### 1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

### 2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

### 3 組織

#### (1) 委員の定数

15人以内

#### (2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

#### (3) 委員の任期

2年

### 4 今回の委嘱・任命について

委嘱・任命理由 委員の辞任による委嘱・任命

新規委嘱・任命委員 2名

任期は前任者（任期 H29.9.29～H31.9.28）の残任期間